農用地利用集積計画（利用権設定）

1　各筆明細

市町村名	大郷町	公告年月日	平成　　年　　月　　日

整理番号		〔借り人〕 利用権の設定を受ける者の 氏名又は名称及び住所(A)	(氏名)　　(同意印)	(住所) 大郷町	世帯コード (　　－　　) TEL359－
		〔貸し人〕 利用権を設定する者の 氏名又は名称及び住所(B)	(氏名)　　(同意印)	(住所) 大郷町	世帯コード (　　－　　) TEL359－

利用権を設定する土地(C)						設定する利用権(D)						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等の係る当事者間の法律関係(E)	利用権の設定する土地(B)以外の権原者等(F)				備考
所在			台帳地目	現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始期	存続期間(終期)	借賃円	借賃の支払方法		住所	氏名又は名称	権原の種類	(同意印)	
大字	字	番地															
						貸借権	水田として利用	H．． H．． H．．

2．共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか次に定めるところによる。

(1) 借賃の改定

この計画に同意した後に標準小作料の改訂があった場合には、その都度、当該標準小作料の改訂があった年の翌年以降の借賃は、標準小作料の変動率を勘案し、利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が協議して定める額（協議が整わないときは農業委員会が設定した額）に改定する。

(2) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(3) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、１の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が整わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(4) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、１の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(5) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ農業委員会に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(6) 修繕及び改良

ア　甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(7) 租税公課の負担

ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ　乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(8) 目的物の返還

ア　利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ　乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ　イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき農業委員会が認定した額を、その費した金額又は増価額とする。

エ　乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(9) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び農業委員会が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(10) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(11) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び農業委員会が協議して定める。

3．利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号		氏名又は名称		性別		年齢		農作業従事日数	日

利用権の設定等を受ける土地の面積 (A)㎡		利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)㎡		利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目(C)	利用権の設定等を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)					
					世帯員（構成員）		農業従事者（うち15歳以上及び60歳未満の者）			雇用労働力（年間延日数）
農地		農地			男	人	農業専従者		人（　　）	人日
採草放牧地							農業補助者	主として農業に従事する者	人（　　）	
		採草放牧地			女	人		従として農業に従事する者	人（　　）	
その他										

利用権の設定等を受ける者の主なる家畜の飼養の状況 (E)		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
種類	数量	種類	数量
		トラック	
		トラクター	
		田植機	
		コンバイン	
		ハーベスター	
		バインダー	
		乾燥機	